

【上越市内で引越し(転居)をされた方又は世帯主が変わった方へ】

上越市役所
〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
TEL : 025-526-5111 (代表)

■ 転居又は世帯主変更等に際して必要な諸手続を担当する課をご案内します。

※ 転居又は世帯主変更等の事実が発生してから 14 日以内に届出をしてください。転居及び世帯主変更等の事実が発生する前には届出はできません。

※ 世帯主が亡くなった際に死亡届を休日又は時間外の窓口へ提出された方で、亡くなった世帯主以外に世帯員が 2 人以上いる場合は、残った世帯員の中から世帯主を決めていただきますので、市民課の窓口で世帯主変更の届出をしてください。

令和 6 年 4 月～

担当する課名等	問い合わせ先	利用している制度等	手続の内容
市民課 (第 1 庁舎 1 階)	TEL 520-5685	・ 印鑑登録に関する事。	・ 手続は不要です。
	TEL 520-5826	・ マイナンバーカード、住民基本台帳カードに関する事。	・ 窓口でカードの住所変更手続をしてください (転居の場合のみ)。※裏面参照
		・ 署名用電子証明書に関する事。	・ 失効します (転居の場合のみ) ので、引き続き利用する場合は更新手続をしてください。
国保年金課 (第 1 庁舎 1 階)	TEL 520-5714	・ 国民健康保険に関する事。	・ 保険証をお持ちの上、手続を行ってください。
	TEL 520-5716	・ 年金に関する事。	・ 手続は不要です。 ※保険料の免除・納付猶予の承認を受けている場合は、上越年金事務所 (025-524-4112) へ連絡してください。
	TEL 520-5717	・ 後期高齢者医療に関する事。	・ 手続は不要です (新しい保険証は 7～10 日後に郵送します)。
こども家庭センター (第 1 庁舎 1 階)	TEL 520-5726	・ 子ども医療費助成に関する事。 ・ 妊産婦医療費助成に関する事。 ・ 児童手当に関する事。 ・ 児童扶養手当に関する事。 ・ ひとり親家庭等の医療費助成に関する事。	・ 窓口で住所変更等の手続を行ってください。
福祉課 (第 1 庁舎 1 階) 【福祉総合窓口】	TEL 520-5695	・ 障害者手帳に関する事。 ・ 障害者医療に関する事。 ・ 障害者手当に関する事。 ・ 障害者福祉サービスに関する事。	・ 手帳と受給者証を持参して手続を行ってください。 ・ NHK 放送受信料減免制度を利用している場合は、手帳と印鑑を持参して手続を行ってください。
	TEL 520-5694		
幼児保育課 (第 1 庁舎 2 階)	TEL 520-5720	・ 保育園・認定こども園に関する事。	・ 保育園、認定こども園で住所変更等の手続を行ってください。
環境政策課 (第 2 庁舎 2 階)	TEL 520-7376	・ 犬の登録に関する事。	・ 窓口で住所変更・飼い主変更 (登録が世帯主の場合) の手続を行ってください。
学校教育課 (教育プラザ)	TEL 545-9244	・ 小中学校の転校に関する事。	・ 学校で在学証明書と教科書給与証明書を受け取り、転校先の学校へ提出してください (転居により学校区が変わる場合のみ)。
		・ 就学援助に関する事。	・ 再度申請が必要な場合があります。
	TEL 545-9271	・ 放課後児童クラブに関する事。	・ 各児童クラブ、学校教育課または総合事務所で住所変更等の手続を行ってください。
ガス水道局料金センター (ガス水道局庁舎 1 階)	TEL 522-7030	・ ガス上下水道の使用開始、中止に関する事。	・ ガス上下水道の使用開始、中止する日の 2 営業日前までにお申込みください。 ・ ガス水道局ホームページからも手続が可能です。

裏面もご覧ください。

【カードの住所変更手続を行う方へ】

転居届受理後、カードの住所変更手続が可能になるまで反映に通常1時間程度必要となります。

同日に手続を希望される場合は、遅くとも16時30分までにお越しください。

なお、混雑状況等により、当日の手続ができない場合がありますので、予めご了承ください。